

## 補助金等取扱基準

|                             |  |
|-----------------------------|--|
| 補助金等の名称                     | 諏訪市交通安全母の会連合会活動費補助金  |
| 補助事業等の<br>目 標               | 市内における交通事故防止及び園児等の安全を確保する。   |
| 補助事業等の<br>対 象 者             | 諏訪市交通安全母の会連合会  |
| 補助対象経費                      | 交通安全啓発事業等の活動費  |
| 補助金等の額<br>及びその算定<br>方法又は補助率 | 予算の範囲内において、8,000円に諏訪市交通安全母の会連合会を構成する保育園等の数を乗じて得た額。ただし、年額16万円を限度とする。  |
|                             | 【補助額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】  |
| 補助事業等の<br>評 価               | 補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業者の効果を評価する。  |
| 補助事業等の<br>開 始 時 期           | 昭和55年4月1日  |
| 補助事業等の<br>終 了 時 期           | 【終了時期が3年を超える場合の理由】   |
|                             | 保育園等における交通事故防止活動として、3年を超えて継続することが必要である。  |
| 情 報 の<br>公表の方法等             | 補助事業者、補助金交付額、活動状況、評価内容を諏訪市ホームページで公表する。   |
| そ の 他                       | <p>補助金の交付を受ける事業者は、以下に定める事項を遵守しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全に対する母親指導者及び保護者指導者の育成に努めること。</li> <li>・子供及び高齢者を交通事故から守るための諸活動を積極的に行うこと。</li> <li>・家庭における交通安全教育の徹底を図ること。</li> <li>・交通モラル及び交通安全思想の普及を推進すること。</li> <li>・全国及び地域の交通安全運動へ積極的に参加すること。</li> </ul> |

|             |                       |
|-------------|-----------------------|
| <b>提出書類</b> |                       |
|             | 諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。 |
| <b>担当部署</b> | 諏訪市 建設部 建設課 交通安全係     |

平成26年 4月 1日 一部改正

令和 3年 2月 1日 一部改正 (令和 3年 2月 1日 施行)